

「官公需問題」への取り組みについて

～問題点の整理と対応策の検討について～

全日本印刷工業組合連合会
経営革新委員会
官公需対策部会

はじめに

官公需問題は根深く、幅広く、そして取り扱いがとても難しい問題です。

全印工連では長年の間、この官公需問題について理事会や全国の各地区印刷協議会の場を通じて様々な議論が行われてきました。そのキーワードは100を超え、内容も年を追う毎に変化し、複雑な様相を呈してきました。

今年7月に立ち上げられた官公需対策部会では、まず、このキーワードの抽出から始め、問題点の整理とそれぞれの対応策についての検討を進めてきました。

現在の官公需問題を大きく分けると「価格破壊の防止」「中小企業施策」「権利問題とデザインコンペ問題」「電子入札への対応」と4つの観点に整理することができますが、それぞれがその中に解決すべき多くの問題を抱えています。

これから、本部会におきまして、これまで検討を行った問題点の整理と今後の対応についていくつかの案を記しますが、各都道府県の印刷工業組合におかれましては、十分な理解、研究と協議、検討の上、今後の運動の展開をお願いしたいと考えております。

官 公 需 対 策 部 会
部会長 竹 内 一

「官公需問題」への取り組みについて
～その問題点の整理と対応策の検討について～

はじめに

I 価格破壊防止の観点から

1. 現状について	4
2. 「印刷の契約」は「請負契約」	4
3. 「国」と「地方自治体」の違いと「長」の裁量	7
4. 法に定められる防止策とそれぞれの制度上の問題点	12
5. 地方自治法施行令の改正による変化	14
6. 「印刷の定義」の拡大と「役務の提供」	15
7. 今後の対応について	15

II 中小企業施策について

1. 「官公需法」と「国等の契約の方針」の啓発と徹底	17
2. 関係各所への要請	20
3. 全印工連としての要望書の提出	21

II 権利問題（デザインコンペ問題）と公正な取引

1. 「知的財産権」（知的財産権・所有権）への意識づけ	23
2. 「成果品に係わる一切の権利帰属」の増加	25
3. 「公正な取引」の研究	25
4. 経済産業省メディアコンテンツ課との連携	27
5. 「知的財産権セミナー」開催への支援	27

IV 電子入札への対応

1. 「電子入札」への対応と業界側からの働きかけ	28
2. 解決すべきたくさんの課題	28
3. 業界としての働きかけと要望	29

資料 1 「入札及び契約制度改善要望書」フォーマット	30
資料 2 「官公需をめぐる諸問題」の整理と抽出について	32
資料 3 「価格破壊」に焦点をあてた考え方について	34
資料 4 具体的な運動の進め方・役割分担	36
資料 5 各省庁調達公告（例）	PDF
資料 6 官公需対策の検討の進め方	PDF

おわりに

I 価格破壊防止の観点から

1. 現状について

官公需はここ数年、長引く不況の煽りを受け、ダンピング競争が激しく繰り広げられ、常識では有り得ない低価格での落札が平然と繰り返されるようになり、その流れは止まるどころを知りません。

このような受発注は、一般競争入札の拡大と電子入札制度の研究が進む中で、税金の無駄遣いの抑制や談合の防止といった納税者側からの観点が優先された結果であり、もう一方の重要な観点であるその納税者自身が働く経済社会や産業育成などの視点が抜け落ちた考え方に影響を受けていると考えられます。この偏った入札制度の改革は、企業モラルや品質の低下を招くのは勿論のこと、労働条件の悪化、環境対策への遅れ、下請け業者へのしわ寄せ、また、製造能力を持たない不良不適格業者の増加などさまざまな悪循環を引き起こす要因になっています。

現在のような状態が今後も続くとなると、これまで技術力を高め必死に経営努力を重ねてきた多くの優良企業にも疲弊が及んでくるのは時間の問題であり、中小印刷業界のみならず、ひいては印刷産業界全体の健全な発展を阻害する大問題に発展しかねません。当然のことながらそのような事態を招く前に、この不毛で何も得るものがない破壊的な価格競争に歯止めをかける有効な対策を講じる必要があります。

将来にわたる印刷産業の健全な発展を図るためには、このようなダンピングによる「価格破壊」を一刻も早く防止し、適正な利益を生むことが出来る適正価格での受発注の仕組みを構築することは論を待たないところです。

2. 「印刷の契約」は「請負契約」

全印工連では以前から、国や地方自治体に対して、印刷物の契約を「物品の購入」から「製造の請負」に変えるように運動を続けてきました。その理由としては、「製造の請負契約」になると「最低制限価格」の設定が可能となること、売買契約に比べ契約の限度額が上がることで、そして適正な利益を生む製造コストを全く無視した破壊的な低価格での入札参加を防ぐことができる可能性があることなどからです。

「印刷の契約」が、「請負」か「売買」か、または「混合契約」かは、民法上では明確な規定がなく、一般的な商慣習により考えられているのが現状です。民法では請負は「仕事の完成」を、売買は「財産権の移転」を内容としており、印刷の場合は「仕事を完成」し、それによって出来上がった「物の所有権を移転」することを内容とすることから「請負」と「売買」の両方の性質を兼ね備えていると考えられ、現在でも官公需（特に地方自治体）においてはその曖昧な解釈により様々な取り扱いがされていると考えられます。

しかし、印刷物の場合、顧客の意志を基準として製作されるわけで、完成品は当然“不代替物”であることから「請負」と考えることが妥当であり、これまでの裁判の判例をみても「印刷は請負契約の性質を有する」という判断が何度も明確に示されています。

～解説1～ 民法に定められる「売買」と「請負」契約

- 第五百五十五条 売買ハ当事者ノ一方カ或財産権ヲ相手方ニ移転スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其代
(売買契約) 金ヲ払フコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス
- 第六百三十二条 請負ハ当事者ノ一方カ或仕事ヲ完成スルコトヲ約シ相手方カ其仕事ノ結果ニ対シ
(請負契約) テ之ニ報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

～解説2～ 「印刷」の契約は売買か、請負か？

「印刷」の契約が、売買であるのか、請負であるのか、あるいは請負と売買の混合契約であるのかについては、民法上（13種類の契約：売買、交換、贈与、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合、終身定期金及び和解をいう）明確な規定はなく、従って契約一般に関する理論によって決定しなければならない。そもそも請負とは「仕事の完成」（民法632条）を、売買とは「財産権の移転」（民法555条）を内容とするものであって、両者の区別は一応ははっきりしているが、請負契約の場合は「仕事を完成」し、それによって出来上がった「物の所有権を移転」することを内容としており、この意味から「請負」と「売買」の両方の性質を有しているとみななければならない。

すなわち、この観点から一種の混合契約（製造物供給契約）として当事者の意志に合致するように売買と請負の両規定を類推適用すべきであり、売買か請負か一方だけの規定によって律することは出来ない。

従って、当事者の意志を標準とし、仕事の完成をもって契約の主要な目的をなしたときは請負であり、目的物の所有権を移転することをもって主要な目的をなしたときは売買とすると考えると、目的物が不代替物であれば当事者の意志は前者であり、代替物であれば後者であろうとして、目的物が代替物であれば売買、不代替物であれば請負と考えられる。

「印刷」の場合は、「印刷物の完成を請負い」、出来上がった「印刷物の所有権を移転（売買）」することと解され、この意味からどちらか一方だけの規定によって律することは出来ず、「請負」と「売買」の両方の性質を有する一種の混合契約（製造物供給契約）として当事者の意志に合致するように売買と請負の両規定を類推適用される。

～解説3～ 「製造物供給契約」に関する諸説

- ①分類説（意思標準説） 当事者の意思が「仕事の完成」か「所有権の移転」か。
- ②分類説（取引類型化説） 製作された目的物が「代替物」か「不代替物」か。
- ③混合契約説（両方適用説） 常に請負と売買の混合契約
- ④混合契約説（一方適用説） 目的物が「代替物」の時は売買、「不代替物」の時は請負。

当事者の意志を標準とし、仕事の完成をもって契約の主要な目的をなしたときは請負であり、目的物の所有権を移転することをもって主要な目的をなしたときは売買とすると考えると、目的物が不代替物であれば前者であり、代替物であれば後者であるとして、目的物が代替物であれば売買、不代替物であれば請負と考える混合契約説（一方適用説）が近年有力となっている。

～解説4～ 裁判の判決にみる「印刷の契約」

①版下に関する事件〔東京地裁 平成2年12月26日（二審）〕

概要：自社商品の販売や印刷を行っている会社が顧客に対して代金を請求したところ、顧客が印刷依頼にあたり印刷に必要な版下代を支払ったが、版下を返還しなかったとして、版下の返還不履行による損害賠償請求権で相殺を主張した事件。

判決：「印刷の発注・受注の関係は、印刷物の完成を目的とする請負契約の性質を有するものであり、印

刷業者としては、発注に係る印刷物を完成させ、これを発注者に引き渡すことによって、契約に基づく義務の履行を終える。」

②製版フィルムに関する事件〔東京地裁 平成13年7月9日〕

概要：出版社がかつて住宅専門誌の印刷業務を発注した印刷会社に対し再版を依頼したところ、印刷会社が既に製版フィルムを廃棄してしまっていたため、出版社はこれにより損害を被ったとして、印刷会社を提訴した事件。

判決：「一般に、注文者の依頼により雑誌を印刷、製本する行為は請負にあたり、その依頼を受けた者は、注文者の求めに応じて雑誌を印刷、製本の上、これを注文者に交付して請け負った仕事を完成すれば足り、これにより報酬請求権を取得する。」

～解説5～ 諸法令における「請負契約」と「売買契約」の差異

	工事または製造の請負	財産の買入れ（物品の購入）
(1) 会計法・予決令（国等）		
①低入札価格調査制度	○適用される	×適用されない
②最低制限価格制度	×法令による定めなし	×法令による定めなし
③総合評価方式	○法令による定めなし	×法令による定めなし
(2) 地方自治法・施行令（地方自治体）		
①低入札価格調査制度	○適用される	×適用されない
②最低制限価格制度	○適用される	×適用されない
③総合評価方式	○適用される	×適用されない
(3) 予決令（契約限度額）		
①指名競争	500万円以下	300万円以下
②随意契約	250万円以下	160万円以下
(4) 資格の等級区分及び予定価格の範囲		
90点以上 A	3,000万円以上	3,000万円以上
80～90点未満 B	2,000～3,000万円未満	1,500～3,000万円未満
55～80点未満 C	400～2,000万円未満	300～1,500万円未満
55点未満 D	400万円未満	300万円未満
(5) 民法		
①危険負担	債務者（売主）	債権者（買主）
②契約解除（買主）	損害賠償し契約解除可	売主の責に限られる
③瑕疵担保責任（売主）	契約解除・損害賠償・目的物補修	契約解除・損害賠償
④所有権移転の義務	規定なし	目的物引渡し義務
(6) 印紙税法		
①契約書の税率	200円～600,000円	対象外
(7) その他		
①ブローカーの排除	○審査で排除の可能性（設備）	×排除できない
②権利問題	×契約で被せられる危険性	○売買の場合無関係

3. 「国」と「地方自治体」の違いと「長」の裁量

国等の入札は財務省の所管である会計法・予算決算及び会計令（予決令）が、地方自治体の入札は総務省が所管する地方自治法と同施行令がそれぞれの根拠法令となるもので、ダンピングの防止策としては、国等には「低入札価格調査制度」と「総合評価制度」が、地方自治体には「低入札価格調査制度」と「総合評価制度」に加え「最低制限価格制度」が定められています。

このように地方自治体についてのみ「最低制限価格制度」が定められているのは、契約の内容に適合した履行が確保されるかどうかについての調査を全ての地方自治体で行うことは、審査体制の面で制約があることが理由とされています。このため各市町村の公共工事の入札においては「最低制限価格制度」の活用が大勢になっています。なお、国等についてはこのような問題はないという考え方により「最低制限価格制度」は定められておらず、「低入札価格調査制度」のみが規定されています。

ここで重要なのは、国と地方自治体は契約を規制する法律がそれぞれに違うということの理解と、中央省庁なら大臣が、県庁なら知事が、区なら区長が、市町村なら市町村長が法令に違反しない範囲において契約を取り扱う事務を管理することが出来るという裁量（権限）を持っているということです。これにより全国で約3,300箇所あるといわれる地方自治体の窓口においては現状のような様々な営業品目区分や入札が運用されているわけです。

国等と地方自治体のそれぞれの制度を定める法令は次の通りです。

～解説1～ 国等の契約に係る関係法令

1. 会計法

〔第29条〕長の裁量

各省各庁の長は、第十条の規定によるほか、その所掌に係る売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を管理する。

〔第29条の3〕（契約の方法）

契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

〔第 29 条の 6〕（落札の方式）

契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

（※A）ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき（※B）は、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

※A 一番札を落札と決定する自動落札制度

※B 低入札価格制度を述べている。但し、予決令 84 条で「予定価格が 1,000 万円を超える工事または製造の請負」と規定される。

＝線 この規定は、社会通念上正常な取引関係に著しく反するものや公序良俗（民法第 90 条）からみて問題となるような場合を指しており、独占禁止法第 2 条 9 項による「不正な取引方法」に該当する行為も対象にすべきものと解されている。

2. 予算決算及び会計令

～予定価格（落札価格の上限価格）に係る条文～

（※地方自治法施行令では用語は出てくるが作成を義務づける規定はない、各自治体毎で条例や規則で決められているのが実態）

〔第 79 条〕（予定価格の作成）

契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格（第九十一条第一項の競争にあつては交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とし、同条第二項の競争にあつては財務大臣の定めるものとする。以下次条第一項において同じ。）を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。（一般に市場価格方式と原価計算方式がある）

〔第 80 条〕（予定価格の決定方法）

予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

3. 低入札価格調査制度に係る条文

〔第 84 条〕（最低価格の入札者を落札者としなければならない契約）

会計法第二十九条の六第一項 ただし書に規定する国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものは、予定価格が一千万円（各省各庁の長が財務大臣と協議して一千万円を超える金額を定めたときは、当該金額）を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。（▲地自法には価格による制限はない）

〔第 85 条〕（契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし
ない場合の手続）

各省各庁の長は、会計法第二十九条の六第一項 ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

〔第 86 条〕

契約担当官等は、第八十四条に規定する契約に係る競争を行なつた場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなつたときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

2 契約担当官等は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、その調査の結果及び自己の意見を記載した書面を契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。

〔第 89 条〕（公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし
ない場合の手続）

契約担当官等は、第八十四条に規定する契約に係る競争を行なつた場合において、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めたときは、その理由及び自己の意見を記載した書面を当該各省各庁の長に提出し、その者を落札者とし
ないことについて承認を求めなければならない。

2 契約担当官等は、前項の承認があつたときは、次順位者を落札者とするものとする。

4. 契約限度額に係る条文

〔第 94 条〕（指名競争に付することができる場合）

会計法第 29 条の 3 第 5 項 の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 予定価格が 500 万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 2 予定価格が 300 万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 3 予定賃借料の年額又は総額が 160 万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 4 ～ 6 略

〔第 99 条〕（随意契約によることができる場合）

会計法第 29 条の 3 第 5 項 の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 2 予定価格が 250 万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 3 予定価格が 160 万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 4 予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 5 ～ 2 5 略

～解説2～ 地方自治体の関係法令

1. 地方自治法

〔第15条〕長の権限

普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる

〔第147条〕普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

〔第148条〕普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

〔第149条〕普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 1 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 2 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 3 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 4 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 5 会計を監督すること。
- 6 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 7 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 8 証書及び公文書類を保管すること。
- 9 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

〔第234条〕（契約の締結）

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下本条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

※予定価格の作成に関しては法令に別段の定めがないため、普通地方公共団体の財務規則で規定することとなる。

2. 地方自治法施行令

〔第167条10-1〕（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当である

と認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

▲低入札価格調査制度を規定している条文

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

▲最低制限価格制度（ロア・リミット制）を規定している条文

[第167条10-2]

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項 本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

5 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかななければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

▲総合評価制度を規定している条文

4. 法に定められる防止策とそれぞれの制度上の問題点

前頁の条文で記したように、法で定められる、低入札価格調査制度、最低制限価格制度、総合評価制度は、一見どれもダンピングを防止するための有効策になるような印象がありますが、その実際の運用にあたっては、それぞれが問題点や矛盾を抱えており、その要望にあたっては、まず、その地域の特性に応じた慎重な研究と対応が必要と思われます。経済産業省メディアコンテンツ課、中小企業庁取引課でも制度のメリット・デメリットをよく研究した上で運動を進めるべきであるとの見解を示しています。

その制度内容と運用上の問題点、さらに研究すべき点は以下の通りです。

(1) 低入札価格調査制度（国・地方自治体）

この制度は、最低価格の入札者と契約しようとする際、予め設定された調査基準価格を下回り、且つ契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる低入札があった時に、その内容の合理性を調査した上、不合理と判断された場合において予定価格の範囲内で入札した他の最低入札者を落札者とするところのことができる制度であり、国等の場合は会計法第 29 条の 6 により、地方自治体では地方自治法第 234 条ならびに同施行令第 167 条の 10 の 1 により定められています。なお、国等の場合は予決令 84 条で予定価格が 1,000 万円を超える請負契約と定められており、地方自治体においては価格の制限は設けられていません。また、この制度は、調査基準価格を下回った場合、一時保留とされ、その間に調査のための審査会を開催するなど時間と手間を要し、実際の発注（仕事）が遅れるなどの理由から、適用が見送られるケースもあります。

〈問題点〉

- a. 中心は公共工事関係で印刷業にはなかなか適用されない
- b. 名目上の制度運用が多く、厳密な運用が行われていない
- c. 厳格な運用体制が確立されていない場合、逆にダンピングを招く危険性を含む
- d. 地方自治体では膨大な契約を捌く体制を整備することは事実上困難である
- e. 調査基準価格を下回ると調査の必要性が生じ、その間仕事が滞る弊害がある

〈研究すべき点〉

- a. 現実的な「低入札価格調査制度」の研究・検討
- b. 監視のための第三者機関及び外部機関の設置の検討
- c. 積算内訳見積書の提示の要望
- d. 予定価格の事前・事後公表の是非
- e. 調査基準価格の引き上げ

(2) 最低制限価格制度（地方自治体のみ）

この制度は、予定価格の他に予め最低制限価格を設定し、最低制限価格を下回る入札が

あった場合それを失格とし、予定価格の範囲内、且つ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低価格の者が自動的に落札者となる制度であり、地方自治法第 234 条ならびに同施行令第 167 条 10 の 1 の 2 により定められています。

ここで問題となるのが「特に必要があると認めるとき」という条文の読み方です。場所によっては、これは生命・財産に係る、いわば建設・工事の契約に適用するものであるとの見解があるようですが、当部会で総務省主税局行政課ならびに経済産業省中小企業庁取引課に確認をしたところ、特にそのような規制はなく、基本的には常識を逸したダンピングの防止を目的としているものであるとの回答を得ています。

〈問題点〉

- a. 競争性が高い地域は良いが、低い地域は談合を誘発する可能性が高い
- b. 一定ラインにより無審査で無条件に失格にすることへの批判が多い
- c. 最低制限価格の設定率が低いと結局はダンピング価格と同じになる
- d. 入札が最低制限価格付近に集中し、くじ引きなどの弊害が起きる
- e. 各地で新しい制度の研究と導入が進むがなかなか決め手とならない

〈研究すべき点〉

- a. 現実的な「最低制限価格制度」の研究・検討
- b. 積算内訳見積書の提示
- c. 最低制限価格の引き上げと設定基準の明確化
- d. 予定価格の事前・事後公表の是非
- e. 最低制限ラインの引き上げ

(3) 総合評価方式（国等・地方自治体）

この制度は、入札における落札者の決定において、価格だけでなくその他の要素を含め総合的に判断して、発注者にとって最も有利なものをもって申し込みをしたものを落札者とする決定方式であり、会計法第 29 条 6 の第 1 項本文で定められている落札方式の原則の例外として定められているもので、地方自治法では、施行令第 167 条 10 の 2 に定められています。しかし、国の場合は財務大臣との協議決定が必要であると規程されており、現実においてはコンピュータシステムの入札に適用されてはいますが、他の業種に関しては早期での実現という意味においては可能性に乏しいとも言われています。

〈問題点〉

- a. 国は予決令により財務大臣との協議が必要とされ、適用例が極めて少ない
- b. 一般的に企業の評価尺度の完璧性が求められ審査や運用は極めて困難

〈研究すべき点〉

- a. 「価格」以外の評価制度の導入
- b. 不良・不適格業者の適切な排除

5. 地方自治法施行令の改正による変化

このような中、2002 年 3 月の地方自治法施行令の改正により、印刷の契約にも新しい流れが現れてきました。それはこれまで地方自治法施行令の167条の10で定められていた「工事又は製造の請負契約」という文言が「工事又は製造その他についての請負の契約」と改正されたことによります。これにより、この「その他の請負」という範疇に印刷の契約を含める地方自治体が出始め、現在では群馬県庁、青森市、いわき市、中央区（東京都）など、着実に増えてきているところです。

a) 青森市

青森市では、昨年 3 月の地方自治法施行令の改正を受け、平成 15 年 1 月 1 日より印刷物の入札に「最低制限価格制度」が導入されました。適用は予定価格 130 万円以上の契約で最低制限価格の設定は 60%です。

平成 15 年度に実際に「最低制限価格制度」を設けて行われた印刷物の入札は約 20 件。失格者はなし。なお、青森市では、印刷は全て「請負」という範疇で考えられています。

b) いわき市

いわき市も昨年 3 月の地方自治法施行令の改正を受け、平成 15 年 4 月 1 日より印刷物の入札に「最低制限価格制度」が導入されました。印刷物は帳票類も含め、全て「その他の請負」として発注されています。適用は予定価格 50 万円以上の契約、最低制限の設定率は公表されていません。「最低制限価格制度」を導入後、実際に数件の最低制限価格を下回る失格者が出ています。「低入札価格調査制度」の採用も検討されたようですが、調査基準価格を下回った場合、一時保留としその調査に時間や手間がかかり、実際の発注（仕事）が遅れるなどの理由から「最低制限価格制度」を選択し、開札時に落札者が決定する方法を採用したようです。

c) 群馬県

群馬県庁でも、地方自治法施行令の改正を受け、平成 15 年 5 月 19 日より、印刷物を「その他請負契約」の中の「印刷・出版委託契約」として考え、低入札価格調査制度と最低制限価格制度の導入が図られました。

現在ではまだ、印刷物の製作方法、種類、形状等により物品としての取り扱いもあり、全ての印刷物が「その他請負契約」にあらず、また、明確な契約額（予定価格）の範囲も決まっていますが、現行で言うと 160 万円以上の契約が適用されることになります。

d) 中央区（東京都）

中央区も地方自治法施行令の一部改正により、平成 15 年の 4 月 1 日より、工事及び製造の請負以外に「その他の請負」についても最低制限価格の対象とすることができることとなったことに伴い、印刷にも対象範囲が広がられました。契約の種類は「印刷」で対象は予定価格が 500 万円以上の入札です。この最低制限価格は当該入札が終了後、事後公表されます。

6. 「印刷の定義」の拡大と「役務の提供」

さらにここ最近では、印刷に関係する業務、例えば「版下の作成」や「企画・デザインから印刷を含む発送までの業務一式」といった内容が、「物品の製造」ではなく「役務の提供」（サービスの提供）として公告される傾向が増えてきています。

実際にデザインの作成（内閣府）、版下の作成（財務省）、印刷及び発送業務委託一式（公営企業金融公庫）をはじめ、今年に入って数多く見られるようになってきています。また最近、印刷会社でも手がけるようになったデータベース、インターネット（webビジネス）、販売促進支援などは全て「役務の提供」で公告されています。

昨今の時代の流れとその変化にあって、「印刷の定義」も従来の「完成物の納品」から、今やデザインや版下、データなどの中間生成物、そして完成物、さらには関連サービスへと拡大され、テリトリーの広がりが出てきました。

このような現状を踏まえると、一概に「製造の請負」だけの運動を行っても今後の波及効果についてはある一定の枠を超えられない限界が感じられます。

ここで唯一言えることは、低価格競争、いわゆるダンピングを防止する観点からみれば、法律上では「物品の製造」や「役務の提供」の「請負契約」という形態にすることが絶対条件であり、「売買契約」になると、これまで記述した会計法・予決令、地方自治法・施行令などに定められている価格破壊の防止策となり得る「低入札価格調査制度」や「最低制限価格制度」そして「総合評価制度」などをその拠り所とすることが全く出来なくなるということです。

従って、今最も大きな問題となっている破壊的な低価格競争の防止を第一の目的とする運動を展開するためには「印刷は請負契約」がまずその第一歩です。

7. 今後の対応について

現実問題として全国で数千箇所（国等が約 2,700 箇所、地方自治体が約 3,300 箇所）とも言われる各契約窓口においては、法に基づく、それぞれの「長の裁量」により官公庁・地方自治体毎でそれぞれに定められた会計規則及び財務規則等により「物品の製造」・「物品の販売」・「役務の提供」（または委託契約）など千差万別の品目区分による千差万別の入札が行われています。

従って一口で「印刷の契約」といっても、このように全国で様々な判断基準で考えられ、「低入札価格調査制度」や「最低制限価格制度」の適用についても、それが果たして印刷の入札に馴染むのか？ 馴染まないのかという議論が行われているところもあります。

また、前述したように印刷の業態の変化により、これまでの「物品の販売」か「物品の製造」かの議論に加え、「役務の提供」という新しい契約形態も視野に入れられないといけなくなりました。

さらには、2002 年の地方自治法施行令の改正により印刷が「その他の請負」という範疇の中で考えられ「低入札価格調査制度」や「最低制限価格制度」を適用する地方自治体も増えてきているのも事実です。

これまで長年の間、全印工連では「製造の請負として最低制限価格制度の適用を！」を

運動のスローガンとしてきましたが、時代の移り変わりによる産業構造および社会環境の変化、中でも特に IT によるデジタル化の急速な進展は「印刷物」という考え方の定義の広がりに加え「印刷」＝「サービス」という新しい定義を生み出しました。

運動も今後印刷業界が情報産業（メディアコンテンツ産業）への進出を視野に入れた場合、また、時代から否応なしに迫られる業態変化を考えた場合、従来どおりいつまでも「製造の請負」といった考え方では、印刷業界全体のフレームを自ら規制することにつながりかねません。

前述のように「物品の製造」にしても「役務の提供」にしても、また、「委託」にしても、「請負」という契約形態になれば、「最低制限価格制度」だけに止まらず「低入札価格調査制度」さらには「総合評価制度」など、その選択肢と運動方法の幅は広がることとなり、日常、組合員企業が印刷物の製作過程の中で取り扱う様々な業務についても可能性の広がりを期待することが出来ます。

そのような意味から、従来のスローガンであった「製造の請負として最低制限価格制度の適用を！」はその中の具体的な方法論の一つとして考えるべきことであり、これからの印刷業界の進むべき方向性を念頭に置くのであれば、印刷を「製造の請負」という枠組みだけにはめ込むことは時代の流れに逆行していると言わざるを得ません。

大切なのはどんな形であっても、これまで何回も判例で示されているように「原則として印刷は請負契約」であるという基準を貫き通すことであると考えます。

法において定められている制度には、それぞれに検討すべき課題が数多く含まれてはいますが、まず、このような制度が実際の「印刷物の入札」においてなかなか適用されない現状や、また、適用されていても形骸化して厳密な運用がなされていない現状を変えること、これこそが最初の取り組みであると考えます。

従って「印刷は請負契約」という考え方を中心に据え、国等においては全印工連が「低入札価格調査制度」の適用を、地方自治体においては各県印刷工業組合が「低入札価格調査制度」、「最低制限価格制度」、「総合評価制度」のいずれかの適用をよく検討した上で関係各機関に積極的なアプローチを行うことが運動の柱となります。

また、同時にそれぞれの制度の運用上で議論すべき細かい課題や懸案事項については、その運動の進捗状況に併せ常時柔軟に対応を図って行く必要があると考えます。そのためには各印刷工業組合に官公需問題を扱う担当役員の選出及び委員会・部会等の設置をお願いし、各地域毎の問題点の抽出・整理を行っていただき、一刻も早い対応をお願いする次第です。

Ⅱ 中小企業施策について

1. 「官公需法」と「国等の契約の方針」の啓発と徹底

印刷産業は全体の 99.8%が中小企業で構成されるという、典型的な中小企業中心型の地場産業です。この中小企業に関する国の施策について、「国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ること」を目的として中小企業基本法が定められています。

この中小企業基本法の第 21 条に「国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする」と国等からの受注機会の増大がうたわれており、これに基づき「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）が定められ、さらにその第 4 条（契約方針の作成等）により毎年「国等の契約の方針」が閣議決定・公表されており、今年も「平成 15 年度 中小企業者に関する国等の契約の方針について」が去る 7 月 11 日に閣議決定されたところです。（平成 15 年度中小企業者向け官公需契約目標額について、約 4 兆 8,450 億円と設定。官公需契約の総発注量に占める中小企業者の割合は 45.3%）

そして、この中で「中小企業者の受注機会の増大のための措置」として次のような施策を講ずるよう求めています。（抜粋）

- (1) 中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び発注の増大
※印刷は中小企業官公需特定品目に指定されている。
- (2) 官公需適格組合等の活用
- (3) 指名競争契約等における受注機会の増大
- (4) 中小企業者への説明の徹底
- (5) 銘柄指定の廃止
- (6) 分離・分割発注の推進
- (7) 適正価格による発注
- (8) 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用
- (9) 調達手続きに関する簡素・合理化

また、さらにこれらについての推進方法として、

- (1) 国等は、本方針の一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会の運営等により、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。
- (2) 各省各庁等は上記の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。

との考え方が示され、毎年、経済産業大臣名で各省各庁の長、各都道府県知事に対し通達が出されています。しかし、残念ながらこの「国等の契約の方針」も強制力を持たない要請という形にとどまり、日本全国の人口 5,000 人以上の市町村約 2,600 箇所に「官公需契約の手引き」が配布されているとはいえ、各市町村レベルまではなかなか浸透せず、そしてその効果も十分に発揮されていないのが現状です。

～参考 1～ 「平成 15 年度中小企業者に関する国等の契約に関する方針」（抜粋）15.7.11 閣議決定

国は、平成 15 年度における中小企業者に関する国等の契約の方針を次のとおり定め、国等の契約の締結に当たり、予算の適正な使用に留意し、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保しつつ、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるとともに、国等の調達する物品等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長するよう配慮するものとする。

なお、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるものとする。また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

1 中小企業者向け契約目標

平成 15 年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が、約 4 兆 8,450 億円となるよう努めるものとする。この金額は、国については約 3 兆 2,020 億円、公団等については約 1 兆 6,430 億円とする。

2 中小企業者の受注機会の増大のための措置

国等は、前年度までの中小企業者に関する国等の契約の方針に定められた措置について一層の徹底を図るものとし、平成 15 年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

（1）中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び発注の増大

（ア）国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すきし和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）に関する発注計画を作成し、当該発注計画に関する情報を中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するものとする。

（イ）国等は、発注計画に関する情報の提供を行った特定品目のうち、落札価格等契約結果に関する情報の提供が中小企業者の受注機会の増大のため効果的であると認められるものを、適切な方法により、中小企業者の参考に資するよう、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するものとする。

（ウ）国等は、中小企業官公需特定品目の発注を行うに際し、法令の規定に基づく随意契約制度の活用等により中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。

（エ）国等は、特定品目以外の物品、工事及び役務であって政府調達協定等に基づき官報掲載されるものを除く一般競争の発注に関連する情報並びに工事であって公募型の指名競争の発注に関連する情報を中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供しよう努めるものとする。

（オ）国等は、工事であって政府調達協定等に基づき官報掲載されるものを除く一般競争及び公募型指名競争の発注に関連する情報提供を行ったもののうち、落札結果等に関する情報の提供が中小企業者の受注機会の増大のため効果的であると認められるものを、適切な方法により、中小企業者の参考に資するよう、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供しよう努めるものとする。

（2）官公需適格組合等の活用

（ア）国等は、法令の規定に基づく随意契約制度の活用等により、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。また、官公需適格組合の競争契約参

加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるものとする。

(イ) 特に、官公需適格組合制度については、各省各庁等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、その一層の周知徹底に努めるものとする。

(3) 指名競争契約等における受注機会の増大

(ア) 国等は、指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。また、一般競争の場合についても同様の配慮を払うものとする。なお、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(イ) 特に、中小工事等に係る発注及び中小企業官公需特定品目に係る発注に当たっては、できる限り中小企業者を指名するなど、特段の配慮を払うものとする。

(ウ) 少額の契約案件にあっては、法令の規定に基づく随意契約制度の活用により、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(4) 中小企業者への説明の徹底

国等は、物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

(5) 銘柄指定の廃止

国等は、物品等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

(6) 分離・分割発注の推進

国等は、物品等の発注に当たっては、政府調達協定等との整合性の確保に特段の配慮をしつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、公共工事においては、公共事業の効率化の執行を通じたコスト削減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(7) 省略

(8) 適正価格による発注

国等は、中小企業者に対する物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格の実情、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

(9) 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用

国等は、地方支分部局等の契約の限度額について、適時見直しを行い所要の引上げを図るとともに、地方支分部局等において消費される物品等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地元中小企業者等の受注機会の増大を図るものとする。

(10) 省略

(11) 技術力のある中小企業者に対する入札参加機会の拡大

国等は、技術力のある中小企業者の入札参加機会（公共事業を除く。）の拡大に努めるものとする。

(12) 省略

(13) 調達手続に関する簡素・合理化

(ア) 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。

(イ) 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業者の円滑な対応に留意しつつ電子的手段の導入に努めるものとする。

(14) 中小企業者の自主的努力の助長

(ア) 国等は、中小企業者の自主的努力を助長するため、官公需に関する情報を、実情に即して電子的手段により提供するよう努めるものとする。特に国等の発注情報の提供については、中小企業団体中央会の協力を得て、中小企業庁を通じて発信される電子メール等電子的手段を活用し、中小企業者へ直接提供するよう努めるものとする。また、競争契約参加資格申請の情報については、官報、掲示等によるほか、中小企業団体中央会等を通じて広く中小企業者に提供するよう努めるものとする。

(イ) 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。このため、特に、契約担当官等（公団等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するほか、国等の主要発注機関一覧及び官公需施策の概要の活用等により、中小企業者からの相談が円滑に行われるよう努めるものとする。

(ウ)～(オ) 省略

(15) 省略

3 官公需に係る施策の推進

(1) 国等は、本方針について、中小企業者向け契約目標の設定に係る透明性を確保するとともに、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会の運営等により、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 各省各庁等は、上記の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。

(3) 省略

2. 関係各所への要請

このような中、公正取引委員会では、官公需法が「競争性を阻害し、中小企業の過保護にあたる」などとして今年6月に「公共調達と競争政策に関する研究会」を立ち上げ、その検討に入りました。

前述したように、毎年通達される「国等の契約の方針」の実行が未だに不徹底の中、官公需の現実から離れたこのような議論が、これからの官公需法ならびに中小企業の発展にどのような影響を与えるのか大変に危惧されるところです。

従って、中小企業が大多数を占める印刷産業界としては、中小印刷業の保護・育成の立場から、従来以上に改めてこの「官公需法」及び毎年閣議決定される「国等の契約の方針」の徹底と遵守について、経済産業省・中小企業庁をはじめとする関係各所に強い働きかけを行うと同時に、官公需法に絡んだ議論を行う公正取引委員会に対しても、官公需の実情とそれに対する業界側の意見を強く訴えて行くべきだと考えています。

～参考2～ 「平成15年度中小企業者に関する国等の契約に関する方針」決定のプロセス

平成15年3月24日 中小企業庁より各省各庁あてに契約方針作成に係る作業依頼

平成 15 年 5 月 30 日 各省各庁等中小企業官公需担当者会議（契約方針案に係る新規措置事項検討）
平成 15 年 6 月 27 日 中小企業政策審議会経営支援分科会取引部会（契約方針案審議）
平成 15 年 6 月 30 日 中小企業官公需確保対策推進協議会（各省に対する成案の正式協議）
平成 15 年 7 月 10 日 事務次官等会議
平成 15 年 7 月 11 日 閣議決定

～参考 3～ 平成 16 年度契約方針作成に向けての意見募集（平成 15 年 7 月 11 日中小企業庁）

国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針として、「中小企業者に関する国等の契約の方針」を作成している。この度、平成 16 年度契約方針作成に向けて、下記要領により広く意見を募ることとした。

1. 意見募集期間 平成 15 年 7 月 11 日（金）～9 月 10 日（水）
2. 意見提出要領 住所、氏名、電話番号、所属（会社名等）を明記の上意見募集期間内に、次のいずれかの方法でお送り下さい。様式は問いません。（郵送の場合〒100－8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1 中小企業庁事業環境部取引課官公需担当）

3. 全印工連としての要望書の提出

全印工連の官公需対策部会では、前記の中小企業庁のホームページによる平成 16 年度契約方針作成に向けての意見募集に向け、次のようなパブリックコメントを提出し、来年度の契約の方針の作成に向け、中小印刷業界としての考え方を示したところです。また、全国中小企業団体中央会に対しては、全日本印刷産業政治連盟と協調し「平成 16 年度政策要望書」を提出しています。

全印工連 第 98 号

平成 15 年 9 月 3 日

経済産業省 中小企業庁
事業環境部取引課 御 中

全日本印刷工業組合連合会
官 公 需 対 策 部 会
部会長 竹 内 一

「平成 16 年度 中小企業者に関する国等の契約の方針」
の作成に向けての意見について

平素は当連合会の運営に格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

この度、貴庁で募集を行っている「平成 16 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の作成に向けた意見として、当連合会より以下につきまして要望致しますので、お取り計らいにつきまして宜しくお願い申し上げます。

記

1. 知的財産権に対しては慎重かつ適切な対応を

印刷物は知的財産権の集合体と言っても過言ではありません。それぞれの印刷物にはテキスト・写真・デザインといった著作権と併せて様々な産業財産権（特許権・実用新案権・商標権・意匠権など）が存在します。

つきましては、中小印刷業者の知的財産権の保護という観点から、これら権利の適正な賃借料あるいは許諾料、さらには二次使用料などについて、著作権法など各法律に則った適正な取り扱いに努めるよう指導をお願いしたい。

2. 第三者による入札監視委員会などの設置指導を

適正価格による発注を促進、検証するため、第三者による入札監視委員会などの設置の指導をお願いしたい。特に予定価格と落札価格に大きな開きがある場合、予決令 80 条に定められる「取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等」が適切に反映されているのか甚だ疑問であり、これを客観的に監視する第三者機関の必要性を強く感じる。

3. 電子入札制度への移行・実施にあたっては十分な情報提供と支援を

今後急速な動きが予想される電子入札制度への移行、実施にあたっては、「電子署名」「電子認証」など中小企業者が戸惑うことなくスムーズな対応が図れるよう十分な情報提供と積極的な支援が図られるよう配慮を望みたい。

4. 地方自治体に対する強い指導を

地方自治体に対して「国等の契約の方針」のこれまで以上の十分な周知徹底とその着実な実施を強く要請していただきたい。

以上

※この件に関しては、10月3日、10月20日と経済産業省メディアコンテンツ課へ出向き、全印工連としての要望内容をよく説明し、中小企業庁取引課への働きかけを強く要請したところである。

～参考3～ 「平成16年度政策要望書」（抜粋） 全国中小企業団体中央会に提出

〔官公需の発注〕

国および地方公共団体等は、中小企業の官公需受注機会の増大を図るためにも、次の措置を講ずること。

1. 破壊的な低価格競争を阻止するため、印刷の発注は「請負契約」（製造・役務）とし、最低制限価格制度に加え、低入札価格調査制度、総合評価制度などの積極的な運用を図ること。
2. 発注機関に対する官公需施策の周知徹底と「中小企業者に関する国等の契約の方針」の着実な実行をはかること。
3. 地元中小企業者へ優先発注すること。
4. 少額随意契約制度の活用を促進するとともに、少額随意契約の限度額を引き上げること。
5. 競争入札を行う場合は、資格等級区分を堅持するとともに、大企業等上位に格付けされた者が下位の等級における入札に参加することがないよう配慮すること。
6. 発注機関は落札後、予定価格を公表すること。
7. 発注後、仕様変更に伴う費用発生の場合は発注価格に加算すること。

Ⅲ 権利問題（デザインコンペ問題）と公正な取引

1. 「権利問題」（知的財産権・所有権）への意識づけ

印刷業界は、単に印刷物の制作だけではなく、自ら、又は顧客の印刷物に関する写真やイラストやテキストの処理、パッケージの構造等の知的財産権に密接に関わる仕事を行っています。特に企画提案型の業務を行う会社の場合、著作権や特許権などの知的財産権の知識は必須のものとなります。

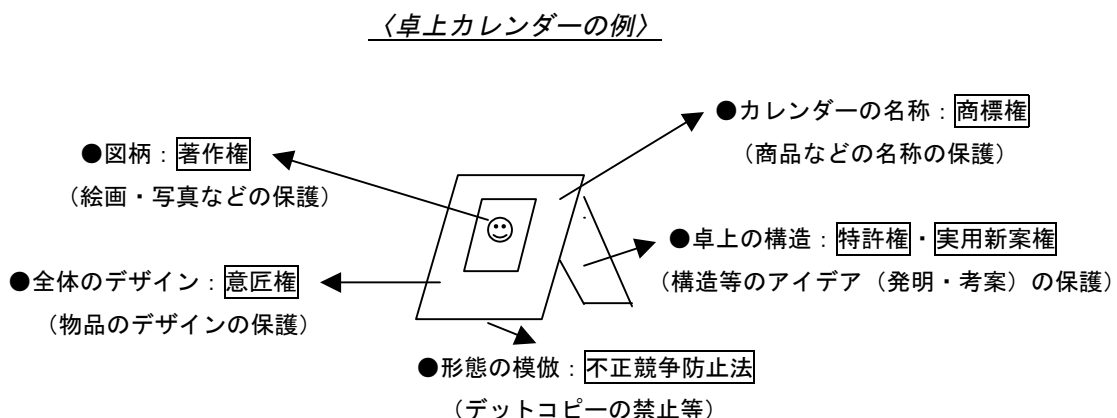
権利問題はデジタル化とネットワーク化の進展によりますます重要なものになってきています。印刷会社の日常業務もホームページの制作やデータベースの開発、また PDF での納品など様々な IT 分野に広がってきており、これらはきちんとした知識を持った上で適切な権利処理を行わなければ受発注側双方が後々思わぬ落とし穴に陥る可能性が出てきます。

この著作権をはじめとし、特許権・実用新案権・商標権・意匠権などのいわゆる知的財産権の知識の習得と権利の保護は今後印刷業界にとって今や非常に重要な問題になっています。また加えて、業界として長年守ってきた製版フィルム・版下・印刷データなどの中間生成物の所有権の帰属問題もデジタル化の進展とともにまた新しい問題を生み出しています。

これらの権利問題はデザインコンペにも深く関係してきます。デザインや写真、イラストに関する著作権の権利処理の問題などがあり、ひどい場合には、コンペで不採用となった作品の一部のデザインや写真がそのままの形で最終的な印刷物に使用されていたというケースもあるようです。

このようなことは、今現在における受発注側双方の権利問題に対する意識と知識の不足に起因しているものと思われますが、今後は印刷業界としての知的財産権、所有権などの権利問題の取り扱いについて、いま一度慎重な協議と研究を行い、将来を見据えた対応策を打ち出し、早い段階で積極的な運動を行う必要があると考えます。

～参考 1～ 知的財産権の全体像



〈資料提供：(社)日本印刷産業連合会〉

～参考2～ 著作権の概要 (Copyright、◎＝複製する権利) → 「権利の束」

- (1) 著作者人格権 (人格的権利で譲渡できない、権利保護期間は原則として永久)
- a) 公表権 自分の著作物の公表の有無・方法を定めることができる権利
 - b) 氏名表示権 著作者名の表示・実名・変名を定めることができる権利
 - c) 同一性保持権 著作物の内容・題を意に反して勝手に改変されない権利
- (2) 著作権 (財産権) (財産的権利で譲渡できる、権利保護期間は著作者の死後50年)
- a) 複製権 印刷・写真・複写・録音・録画などによって再製する権利
 - b) 上演権・演奏権 上演したり、演奏する権利
 - c) 上映権 著作物を公に上映する権利
 - d) 公衆送信権 著作物を自動公衆送信したり、放送したり、公に伝達する権利
 - e) 口述権 著作物を朗読などの方法で口頭で公に伝える権利
 - f) 展示権 美術の著作物と未発行の写真著作物の原作を公に展示する権利
 - g) 頒布権 映画の著作物の複製物を頒布 (販売・貸与など) する権利
 - h) 譲渡権 映画以外の著作物の原作又は複製物を公衆へ譲渡する権利
 - i) 貸与権 映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
 - j) 翻訳権・翻案権 著作物を翻訳、編曲、変形、翻案する権利
- ※口の権利は印刷業務に関わる基本的な権利

～参考3～ 版下と製版フィルムの帰属を争った判例

- (1) 版下 (平成2年12月26日 東京高裁判決) (平成2年 (ネ) 第1305号 売掛債権請求控訴事件)

〈判旨〉版下が特別に価値のある印刷の成果物として注文者の権利に属すると特段の事情がない限り、版下は印刷の原料の一種として印刷業者の権利に属し、注文者に引き渡すことを要しないとされるのが一般的な慣行である。

印刷の発注・受注の関係は、印刷物の完成を目的とする請負契約の性質を有するものであり、印刷業者としては、注文に係わる印刷物を完成させ、これを注文者に引き渡すことによって、契約に基づく義務の履行を終える。そして、いわゆる版下は、当事者間の合意、商慣習、その他特別な事情の存在しない限り、これを注文者に引き渡す必要はない。

- (2) 製版フィルム (平成13年7月9日 東京地裁判決)

(平成7年 (ワ) 第23552号・平成8年 (ワ) 第70248号・平成9年 (ワ) 第25536号 損害賠償請求・約束手形金請求事件)

〈判旨〉請負人が請け負った仕事をする過程で自己の材料を使用して作成した物品は、それ自体として請負の目的物ではないから、契約当事者間でその所有権について別異の合意をするなど特段の事情がない限り、その所有権は請負人に帰属し、請負人がこれを注文者に引き渡す義務はない。本件、製版フィルムは、印刷工程において印刷物完成のために作成される中間生成物であるから、原則として印刷業者の所有に帰属し、契約当事者間でその所有権や交付について別異の合意をしない限り、印刷業者はこれを注文者に引き渡す義務を負わない。

2. 「成果品に係る一切の権利帰属」の増加

ここ最近、官公需の契約において「成果品に係る一切の権利は〇〇県（区・市・町）に帰属する」と明記された契約書がよく見受けられます。また「PDFでも納品すること」という注意書きが入っているものも出てきました。この中の成果品に係る一切の権利とはどこまでの範囲を示すものかはっきりしませんが、いずれにしても著作権や所有権は明確な権利者がいる以上、それに相応する著作権ならその許諾料、所有権なら移転ための相応な対価が当然発生します。特に最近では成果品に係わる一切の権利帰属をたてに、なかば強制的な権利要求が平然と行われ、後になって問題が発生するケースが増えています。このようなことは将来的にコンテンツビジネスを志向する印刷業界にとって、新しいビジネスの展開を阻むものであり、このまま放置放しておくと印刷業界にとって将来大きな問題に発展する危険性をもっています。

また、特にひどいケースでは、官公庁側がただ単に財産権を移転する「物品購入」の契約としながらも、本来印刷会社に帰属する中間生成物の版やデジタルデータの引渡しを求められるといった矛盾したケースも見られるようです。

～参考4～ 日印産連「コンテンツビジネス振興に係る課題」への意見（抜粋）

平成15年10月30日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 殿

社団法人日本印刷産業連合会
会長 藤田弘道

「コンテンツビジネス振興に係る課題」への意見

2. 官庁・地方公共団体等による著作権等の譲渡要求について

官庁・地方公共団体からイラストその他の情報成果物の作成業務を受託するに際し、著作権をはじめ、版下・フィルム等の資産の譲渡を条件とされることが多々ある。しかし、その条件は全く一方的であるとともに変更は実質的に不可であり、また譲渡された著作物等は必ずしも活用されているようには見受けられず、譲渡が妥当でないと思われる場合がある。これらの著作権が受注業者に帰属していればコンテンツを活用させることができ、逆にこのような著作権等の譲渡はコンテンツの制作環境を悪化させるものとする。以上から、官庁等の妥当でない権利の譲渡を制限する規制が必要であるとする。

3. 「公正な取引」の研究

官公需対策部会では官公需における破壊的な価格競争と併せる形で最近増えている強制的な権利要求が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（独占禁止法）の第2条9項に定められている「不公正な取引方法」に抵触するのではないかと考え、その「一般指定 ー16 の行為類型」の中で規定されている「差別対価」及び「不当廉売」と同時に「優越的地位の濫用」などについての研究を進めているところです。

非常識極まりない落札価格を「不当廉売」や「差別対価」として訴えるべく公正取引委員会に対して折衝を行ってもなかなかその重い腰を上げようとなしないのが現状です。特に「不当廉売」においては印刷物の場合、様々なコストが絡み合い適正な価格を導くことの困難であると、また、同じ印刷物でも毎年若干の仕様変更等が行われ全く同一なものに見なされないこと、さらには随意契約・指名競争・一般競争と競争方法が変わることなどから、数年にわたる「継続性」の証明をするに足りないとの判断があります。

加えて、これを証明するためには「適正価格とは？」ということを業界として明確に示すことが必要となります。同じ印刷物において、印刷方法など製造方法の違いに加え、紙・インキ・PS版など仕入れ価格がバラバラな現状の中、いわゆる最低限度の「適正利益」を含む「適正価格」を示すことは容易なことではありません。

また、よく官庁側や公正取引委員会からは、ダンピング価格により受注を行い、その企業にとって何の利益を得ることが出来るのか、赤字で仕事を受けることは社会常識では考えられないとの判断が示されます。

業界モラルが問われる一番の問題点はここにあります。

～参考１～（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

- 第二条 9 この法律において「不正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち公正取引委員会が指定するものをいう。
- 一 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
 - 二 不当な対価をもつて取引すること。
 - 三 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
 - 四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。
 - 五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
 - 六 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、若しくは強制すること。

～参考２～（「不正な取引方法」の一般指定－16の行為類型より抜粋）

3. 「差別対価」
不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて商品若しくは役務を供給し、又はこれらの供給を受けること。
6. 「不当廉売」
正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
14. 「優越的地位の濫用」
自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
 - 一 継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

- 二 継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他経済上の利益を提供させること。
- 三 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。
- 四 前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。

4. 経済産業省メディアコンテンツ課との連携

経済産業省メディアコンテンツ課では、現在、知的財産権問題に力をいれているところです。今後は、日印産連の知的財産権研究会と協調し、印刷業界は様々な知的財産権（著作権・実用新案権・意匠権・特許権など）を取り扱う業界であるという認識を深めてもらう努力を行うとともに知的財産権・所有権の不当で強制的な権利要求への対応策の検討と公正取引委員会の定める「差別対価」「不当廉売」「優越的地位の濫用」などに関する検討を経済産業省に対して求めていく予定です。

5. 「知的財産権セミナー」開催への支援

この権利問題に対して、現在、全印工連においては直接の検討機関はありませんが、日印産連の知的財産研究会と連携してその対応にあたっているところです。既に機関紙「日本の印刷」に何回かに分けて掲載している「知的財産法律相談」は日印産連の知的財産研究会がまとめたものであり、日印産連ではこれを小冊子としてまとめ、この秋より全国の主要都市を巡るセミナーの企画が検討されています。全印工連でもこれに対する全面的な協力を行うことにより、官公需問題の一環としての対応を図っていく方針であり、現時点で次のような計画に対する支援を行っているところです。

日印産連「知的財産権セミナー」（日程案）

主 催：（社）日本印刷産業連合会

共 催：各地区印刷協議会

所 管：地区印刷協議会事務局工組

開催場所	日 時	場 所	講 師（予定）
名古屋	11 月 20 日（木）13：30～	愛知県産業貿易館	笹田俊夫（共同印刷）
大 阪	11 月 21 日（金）13：00～	太閤園	後藤裕幸（大日本印刷）
広 島	11 月 26 日（水）15：00～	KKR 広島	小寺 律（図書印刷）
福 岡	11 月 26 日（水）15：00～	福岡国際会議場	萩原恒昭（凸版印刷）
札 幌	2 月 6 日（金）14：00～	札幌コンベンションセンター	萩原恒昭（凸版印刷）
仙 台	2 月 5 日（木）14：00～	パレス平安	萩原恒昭（凸版印刷）

IV 電子入札への対応

1. 「電子入札」への対応と業界側からの働きかけ

国の e-JAPAN 構想により、官公需にも電子入札制度という大きく新しい問題が、ここ数年先の現実の重要課題として目前に迫っています。現在、国等・各地方自治体でその実際の運用に向け、様々な研究や試験が行われているところです。

電子入札は、メリットとして一般的に、

- (1) 競争性の向上（発注者側は多種多様な提案を得ることができ、透明性の確保と一層の競争化が見込め、受注者側は受注機会が拡大され地元以外への競争参加ができる）
- (2) コストの削減（発注者側は競争性の向上により落札額の低下が期待でき、受注者側は移動コスト、人件費、書類作成費などの削減ができる）
- (3) 事務の迅速化（双方ともに書類作成や送付業務の自動化、事務負担が軽減、迅速化が期待できる）
- (4) その他に双方ともに紙資源の削減、人や物の移動に伴うエネルギー消費の軽減につながる。

などが言われていますが、その逆のデメリットを考えると、

- (1) 入札参加業者の飛躍的な増大により、価格競争に拍車がかかる。
- (2) 入札参加企業数が増えれば、その選択の基準として ISO やプライバシーマーク取得の規制がかかる。
- (3) 地元優先発注など地域経済（地元企業）の育成との整合性がとれなくなる。
- (4) 随意契約、指名競争が一般競争に移行し、結果として中小企業の受注が妨げられる。
- (5) セキュリティーの確保やシステム利用などに対応するための従業員教育や雇用が必要となる。

などの問題点も多く挙げる事が出来ます。

印刷業界としては、早急にこのようなメリット・デメリット双方の議論をつくし、問題点の洗い出しなどを行うことが大切であり、これに基づき、業界側から「業界の意思」を声に出して、電子入札のあり方について自ら積極的に意見や要望を述べる場づくりが必要だと思われます。

2. 解決すべきたくさんの課題

官公需においては以前から「予定価格」が果たして「適正価格」なのか？という議論がありますが、製品の種類が多く 1 点 1 点仕様の異なる印刷物においては、発注側が正確な積算を行うことは容易なことではなく、今後は業界側からの発注仕様書の提案なども官公需の値崩れ（予定価格の低下現象）を防ぐためのひとつの有効な方策になることが考えられます。

また、今後電子入札制度が導入されると、「電子署名・電子認証」への対応はもとより、入札参加資格としてのＩＳＭＳやプライバシーマークなどのセキュリティー対策への対応、さらにはグリーン調達や二酸化炭素排出量規制などの環境対応など、解決すべき問題が山積しています。

このように、ここ数年後には必ず訪れる劇的な官公需入札方法の変化への対応も、メディアコンテンツ産業という名に恥じぬよう、他業界に先んじて積極的な提案活動を展開することにより乗り越えて行く事が肝要だと思われます。

3. 業界としての働きかけと要望

このような状況に鑑み、官公需対策部会では 2005 計画特別委員会と連携して、全国的な運動として、受発注側の双方が分かり易い「印刷物仕様書」と「見積り積算書」の提案活動を行おうと準備を行っています。特に製品の種類が多く、1 点 1 点の仕様が異なる印刷物においては、発注する方も積算を行うことは容易ではありません。従って、一定の標準となる「印刷物仕様書」が提案できれば印刷物の内容や製法の理解にも繋がり、また、業界側から見ればそれが値崩れを防ぐひとつの有効な対策になると考えられます。

すでに 2005 計画特別委員会からは「e-JAPAN が迫る〈電子入札〉－印刷業の自治体対応とビジネス変革－」が発行され、セミナーの開催も予定されています。冊子には印刷業の新たな取組み、e-JAPAN 戦略と官公庁の今後、実際に電子化が進んでいる札幌市・岐阜県・岡山県・長崎県・横須賀市などの先進事例、さらにはこれからの印刷業界としての対応が説明され、最後に（社）日本グラフィックサービス工業会と共同作成した電子仕様書統一フォーマットの〈モデル案〉と〈記入例〉が提示されています。

今後、全印工連ではこれを使い、各都道府県ごとにこの〈モデル案〉を参考とした電子仕様書作成の運動展開をお願いする予定です。

さらに、この前段階での話しとして、電子入札制度の導入にあたっては、印刷業界は中小企業が多いという観点から、少しでも早い段階からの具体的な情報提供を要望することが肝要となります。電子入札の参加に際しては、事前準備としてのハードウェアの準備、ソフトウェアの準備、ネットワークの準備、電子証明書の取得、電子認証や電子署名の取り扱いなどがあり、さらには実際の画面操作の問題、それにかかる費用やそれを使う人材・教育の問題、加えてセキュリティー確保の問題など、越えなくてはならないハードルがたくさんあります。これらは日頃における官庁からの情報提供がなくてはなかなか対応することが出来ませんし、この問題を解決するためには、普段からのロビー活動が一番重要な鍵になると考えられます。

電子入札制度の導入にあたっては、印刷工業組合として積極的なロビー活動を展開して出来るだけ話し合いの場を設けると共に、それにより電子入札の導入時に発生し得るトラブルを事前に回避することが可能となり、結果的に受発注側双方にとって良い制度が出来るということを強く訴えていくべきだと考えています。

〔フォーマット見本〕

平成 年 月 日

〇〇県知事（〇〇市町村長）

〇 〇 〇 〇 殿

〇〇〇印刷工業組合

理事長 〇 〇 〇 〇

入札及び契約制度改善のお願い

平素は当印刷工業組合に対し格別のご指導ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、現下の中小印刷業界は、長引く不況の影響を受け、先行きの全く見えない厳しい状況下に置かれております。

景気の後退による広告・宣伝費の削減、商店街の衰退、出版業界の低迷、IT の進展、さらには業務の海外流出などにより民需は激減の一途をたどっています。

また、その一方、グリーン調達、ISO14000 シリーズの取得などの環境への対応、さらには ISMS、プライバシーマークの取得などのセキュリティへの対応と新たな問題への対応を次から次へと迫られるといった状況も抱えています。

このような中で、ここ数年は国や地方自治体との契約、いわゆる「官公需」に目が向けられ、不良・不適格業者による破壊的な低価格によるダンピング競争が繰り返され、どう考えても適正な利益を生み出すことが不可能な、目も覆いたくなるばかりの低価格での落札が増えてきています。

さらに、最近では今後大きな問題となりつつある所有権や知的財産権の権利侵害も増えています。よく入札条件書や契約書の中に「この印刷物に関する一切の権利は県（市）に帰属する」などの記述が見られますが、製版フィルム、印刷用データ、版下などの中間生成物はこれまで幾度も裁判の判決の中で、その印刷物の請負契約を結んだ印刷会社にその所有権が帰属するとの司法判断が示されており、印刷物に深く関係する著作権、特許権、実用新案権、意匠権などの権利は必ずしも印刷会社にあるわけではなく、別な権利者から許諾を得て使用しているものも数多くあります。中には高額な許諾料が必要となるものもあり、受発注側双方で慎重な取り扱いを行わないと権利侵害をおこし後々大きなトラブルを招く危険性もあります。

つきましては、適正な競争による入札及び慎重な権利処理等を含む契約制度全般の改善につきまして、次の通りご検討を要望いたします。

記

1. 破壊的な低価格落札を防止するために

印刷物の契約は、これまで何度も司法判断に示されているように「請負契約」にあたるものです。請負契約の場合、地方自治法及び同施行令に、「低入札価格調査制度」、「最低制限価格制度」、「総合評価制度」など諸制度の採用が可能であると定められております。

つきましては、印刷物の契約は顧客の仕様指定による発注を受けて不代替物の製造を行

う「請負契約」という契約形態であるとのご理解をいただき、上記の「低入札価格調査制度」、「最低制限価格制度」、「総合評価制度」のいずれかの採用のご検討をお願い申し上げます。

また、印刷物に対する「最低制限価格制度」につきましては、すでに群馬県庁、青森市、いわき市、中央区（東京都）などで現在採用され、実際に運用されていることを申し添えます。

2. 権利問題への慎重な対応と正しい権利処理のために

印刷物は様々な権利の集合体ともいえるものです。例えば簡単な卓上カレンダーを例にとった場合、写真・イラスト・テキストなどを保護する「著作権」、カレンダーの名称を保護する「商標権」、全体のデザインを保護する「意匠権」、卓上の構造を保護する「特許権」や「実用新案権」と実に多くの知的財産が関係してきます。

よく見かける「この印刷物に関する一切の権利は県に帰属する」という文面においてはどこまでの範囲を示すのかはわかりませんが、これらは全て印刷会社が権利を所有するものではありませんし、その権利処理をどちらがするのか、また、それが使用許諾なのか権利の譲渡なのかなど様々なケースが考えられ、一概に一切の権利と言われても責任の範囲を超えるものです。特に「権利の束」といわれる著作権においては、印刷に使用する権利とホームページで使用する権利が違うなどその取り扱いには慎重を要します。

また、製版フィルム、印刷用データ、版下などの所有権は基本的に印刷会社に帰属することが判例で示されています。もし、そのような中間生成物を権利として要求される場合にはそれ相応の対価をお支払いいただくことが必要となります。

つきましては、知的財産権及び所有権の権利問題におきましては、受発注側双方のトラブル防止の観点から、今後の取り扱いにつきまして、ご研究とご検討をいただきますようお願い申し上げます。

3. 「国等の契約の方針」の着実な実施について

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）の定めにより、毎年「国等の契約の方針」が閣議決定・公表され、経済産業大臣名で各省各庁の長、各都道府県知事等に対し通達が出されています。その中には中小企業官公需特定品目等（印刷を含む）の発注情報等の提供及び発注の増大、官公需適格組合等の活用、適正価格による発注などがうたわれています。しかし、これらを示した「官公需契約の手引き」が人口5,000人以上の全国の各市町村約2,600箇所に配布されているとはいえ、残念ながらなかなか浸透していないのが現状のようです。

つきましては、この「国等の契約の方針」の主旨をご理解いただき、契約にあたってはその着実な実施へのご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「官公需問題をめぐる諸問題」の整理と抽出について

数々のキーワード

破壊的な低価格競争？ 著作権？ 予定価格？ デザインコンペ？ 電子入札？ 半値
 八掛け？ 版權？ 最低制限価格制度？ 財務省？ 官公需適格組合？ 中小企業の保
 護？ 独占禁止法？ 用紙値上げの転嫁？ 分離分割発注？ 製造の請負？ 仕様変
 更？ 単価・数量表示？ 企業モラル？ Universal design？ 適正価格？ 国等の契約
 の方針？ ISO取得？ 特許庁？ 低入札価格調査制度？ 物品の購入？ 意匠権？
 委託契約？ 官庁の内製化？ 実用新案権？ 調査基準価格？ Pマーク？ 予算決算
 及び会計令？ 地元優先発注？ 少額随意契約制度？ 総務省？ 中間生成物？ プリ
 ッジ認証局？ 資格等級区分？ 第三者入札審査機関？ 県外業者の参入？ 大手企業
 との競合？ 地方自治法？ 会計法？ 短納期発注？ 丸投げ？ 官の予算減少？ 地
 場産業育成？ 設備重視？ 総合評価制度？ 不当廉売？ 地方自治体？ コンテンツ
 ビジネス？ その他請負契約？ コスト意識？ 会計法？ 情報公開？ 役務の提供？
 印刷の定義？ 差別対価？ 印紙税？ 電子認証・電子署名？ 積算内訳書？ 前年度
 実績？ 文化庁？ 強制的な権利要求？ Living wage？ 積算方法？ 中小企業庁？
 グリーン調達？ 財務・会計規則？ 郵便入札制度？ 談合防止？ 落札価格？ 官公
 需確保法？ 入札監視委員会？ くじ引き？ 企業努力？ 指名基準？ ペナルティ？
 コアシステム？ 民法？ 公募型指名競争入札？ 元請け・下請け？ 透明性？ 不
 良・不適格業者の排除？ 指名基準？ 全国中央会？ 落札率？ 赤字覚悟の受注？
 見積り能力？ 予定価格の事前・事後公表？ 全省庁統一資格？ 混合契約？ 中
 小企業基本法？ 官公需特定品目？ 危険負担？ 所有権移転の義務？ 不公正な取引方
 法？ メディアコンテンツ産業？ 入札談合等関与行為防止法？ アウトサイダーの参
 入？ Web ビジネス？ 印刷業のテリトリーの拡大？ 業界秩序の再構築？ 契約の限
 度額？ ISMS対応？ 営業マン教育？ 適正利潤？ 市町村合併問題？

問題点の整理・抽出

官公需問題の整理

1. 価格破壊の防止

- (1) 低入札価格調査制度の適正な運用
- (2) 最低制限価格制度の適正な運用
- (3) 総合評価方式の適正な運用
- (4) 落札後の予定価格の公表
- (5) 見積り内訳書提出の義務づけ
- (6) 予定価格・適正価格の議論

- ▶ 会計法・予算決算及び会計令（財務省）
- ▶ 地方自治法・地方自治法施行令（総務省）

2. 中小企業施策

- (1) 中小企業官公需特定品目の発注増大
- (2) 少額随意契約制度の活用促進
- (3) 適正価格による発注
- (4) 地元中小企業への優先発注
- (5) 官公需適格組合の活用

- ▶ 中小企業基本法（経済産業省）
- ▶ 官公需確保法（中小企業庁）

3. 権利問題

- (1) 所有権（中間生成物の取り扱い）
- (2) 知的財産権（工業所有権・著作権）
- (3) 強制的な権利要求
- (4) 不正競争防止法

- ▶ 工業所有権法（特許庁）
- ▶ 著作権法（文化庁）

4. 企画・デザインコンペ問題

- (1) コンペの有料化
- (2) サンプルの追加作成料
- (3) 仕様変更・訂正料
- (4) 分離・分割発注

6. 公正な取引

- (1) 不当廉売
- (2) 差別対価

- ▶ 独占禁止法（公正取引委員会）

5. 電子入札制度の研究・対応

- (1) 低価格競争激化の防止
- (2) 資格取得による参加規制への対応
- (3) 地元優先発注の枠組みづくり
- (4) 仕様書・積算書のフォーマット提案
- (5) コアシステムへの対応（電子認証等）
- (6) セキュリティ対応（Pマーク・ISMS）

7. 談合防止の入札制度の広がり

（透明性の確保と競争原理に基づく改革）

- (1) 入札談合関与行為防止法の施行
- (2) 入札（談合）監視委員会の設置
- (3) 新・最低制限価格制度の研究と導入
- (4) 手付・違約金制度等の導入

「価格破壊」に焦点をあてた考え方について

【第一の目的】ダンピング（不当廉売）による破壊的な低価格競争の阻止

【現行の契約形態】

- (1) 物品の製造（請負契約）
 - (2) 物品の販売（売買契約）
 - (3) 役務の提供（請負または委任・委託契約）
 - ※製造請負
 - ※委託請負
 - ※印刷委託
 - ※物品購入
 - ※その他様々な形態
- } 地方自治体
により様々

「印刷（物）」に対する明確な契約規則はなく、各省庁の長、地方自治体の長に契約に関する事務管理が任せられ。支出負担行為担当官の裁量、判断に委ねられている。

各省庁の数、各地方自治体の数だけ、それぞれに会計・財務規則があり、運用されている。

「印刷の定義」の変化とともに複雑化（製作物・完成物・サービス？）

?

「製造の請負」として、「最低制限価格」の設定へ、のままで良いのか？

- コンテンツ産業、情報産業、コンテンツビジネスを視野（2005 計画特別委員会での議論）
- 生活産業局紙業印刷業課→商務情報政策局メディアコンテンツ課
- デザイン作成（内閣府）、版下の作成（財務省）、印刷及び発送業務委託一式（公営企業金融公庫）
- データベース、インターネット（webビジネス）、販売促進支援 → 役務の範疇

全印工連（業界）の今後の方向性とも関連？

- 契約チャンス之机を自ら狭める結果に？ 今後は間口は広く、フレームを拡大した方が有利？
- 印刷設備を持たない組合員の加入促進との整合性 ↔ 印刷業務という言葉の枠組み
- 「印刷の定義」のテリトリーの拡大と変化（ボーダレス化）

“必ずしも「製造」という言葉にこだわらなくても良いのではないか？”

法律に定められる低入札防止法を適用させるためには、請負契約（委託契約）が必須条件

「請負契約」とした場合の方法論（いずれも印刷業にはなかなか適用されず）

低入札価格調査制度

最低制限価格制度（地方自治体のみ）

総合評価制度

○さらに各種制度のメリット・デメリットの研究が必要○

前提として予定価格は適正価格でなければ意味がない

本来、標準的な方法を想定して積算された予定価格が妥当なものであれば、工夫による経費節減などの合理的な理由がない限り、応札額が予定価格を大幅に下回るはずがない。もしそのような低入札を容認するのであれば、官庁側の予定価格には何の意味も責任もなく、また、低入札する企業側も完全なモラルの欠如と言わざるを得ない。

(1) 低入札価格調査制度（国・地方自治体）

- ① 国は1,000万円以上の契約に限られる（基準は6/10）、地方は特に金額による制限はなし。
- ② 厳密な運用が図れないとかえってダンピングを招く。（業者側の言い訳が全部通る＝モラルの意識）
- ③ 地方自治体では人員の関係もあり体制の整備は困難だといわれる。しかし、総務省・国土交通省では、地方自治体に最低制限価格制度から低入札価格調査制度への移行を要請中。

(2) 最低制限価格制度（地方自治体のみ）→国には法令なし→法改正が必要？

- ① 競争性は高い地域は良いが、低い地域は高確率で談合を誘発する。
- ② 一定ラインによる自動排除は、業者の企業努力（正確な見積り、やる気）を失わせる。
- ③ 最低制限価格の設定率が低いと結局はダンピングと同じ。（青森市は6/10、いわき市は未公表）
- ④ 例えば予定価格が事前公表されて最低制限価格が設定された場合、入札が最低制限価格付近に集中し、くじ引きなどの弊害が起こる。結果的に行政側の指値と同じになる。
- ⑤ 最近、長野をはじめ新しい最低制限価格制度の研究と導入が進むが決まてなし。

(3) 総合評価制度（国・地方自治体）

- ① 国は財務大臣との協議決定が必要と規程されており、実現性に乏しい。
- ② 客観性のある完璧な評価尺度が求められ、実際の運用が非常に難しいとされる。

〔今後の運動、検討の方向性〕

1. 国等に対しては

「請負契約とし、低入札価格調査制度適用の予定価格設定の引き下げと厳密な運用を要請」

※日印産連を通じて、財務省主計局法規課等へ要望書を提出

2. 地方自治体に対しては（各自治体毎の財務・会計規則や運用環境を十分に理解・把握した上で）

「請負契約とし、低入札価格調査制度・最低制限価格制度・総合評価制度の何れかの早期実施を要請」

※地方自治体単位で、財務課・会計課・契約課との直接折衝、要望・請願・陳情書の提出

同時に、或いは段階的に検討を要する各課題

- (1) 予定（適正）価格の考え方（事前・事後公表のあり方を含む）
- (2) 具体的な各制度運用の検討（線引き基準の引き上げ、審査機関・方法、積算内訳書の提出など）
- (3) 総合評価制度の導入（設備の保有、印刷の定義）
- (4) 業界モラルの底上げ

さらに、解決すべき課題として

1. 中小企業施策（育成・保護）
2. 公正取引の確保・促進
3. 電子入札への対応 などがある。

具体的な運動の進め方・役割分担

1. 全日本印刷工業組合連合会（経営革新委員会“官公需対策部会”）

1 価格破壊の防止 （日印産連 官公需対応研究会との連携）

- (1) 「財務省」への相談ならびに要望書の提出
 - ・低入札価格調査制度の印刷への適用と予定価格の引下げ（予決令 84 条の改正）
- (2) 「経済産業省」への相談・連携（→P41）
 - ・財務省、総務省への働きかけ

2 中小企業施策

- (1) 「中小企業庁」との連携・要請
 - ・国等の契約の方針の内容に関するパブリックコメントの提出（→P21）
- (2) 「全国中小企業団体中央会」を通じての働きかけ
 - ・政策的要望の提出（→P22）
 - ・全国官公需適格組合受注確保協議会との連携

3 権利問題 （日印産連 知的財産権研究会との連携）

- (1) 「知的財産権セミナー」の企画・開催（11 月から全国展開）（→P27）
- (2) 権利問題全般に対する相談窓口設置の検討
- (3) 「経済産業省」への働きかけ

4 電子入札への対応 （2005 計画特別委員会との連携）

- (1) 「総務省」への「印刷物仕様書」提案運動の検討と推進
- (2) 全国各地の動向の情報収集と提供

5 都道府県印刷工業組合との連携と協力

- (1) 各種フォーマット（案）の収集・提供（→P30）
- (2) 全国各地の運動状況・成果等の情報収集・提供（→P14）

2. 都道府県印刷工業組合（支部）

官公需問題を扱う担当役員の選出、委員会等の設置と問題点の抽出・整理

1

低価格競争・価格破壊阻止の場合

a. “売買契約” から「請負契約」への運動展開



b. 会計法・予算決算及び会計令、地方自治法・施行令の基本的な理解



c. 各自治体の入札ならびに財務・会計規則等の収集と把握  例えば限度額



d. 低入札価格調査制度、最低制限価格制度、総合評価制度の検討と適用要請



e. 個々の問題点の詰め（積算方法、予定価格、制度内容）

2

中小企業育成・保護の場合

- a. 地元中小企業への優先発注
- b. 適正な予定価格での発注
- c. 官公需適格組合の積極的な活用
- d. 少額随意契約制度の活用促進
- e. 各県中央会との連携

3

権利問題（所有権・知的財産権）、企画・デザインコンペの場合

- a. 所有権（版・フィルムなど中間生成物）権利帰属の明確化
- b. 知的財産権（産業財産権・著作権）の譲渡、許諾、賃借料への適切な対応
- c. 企画・デザインと印刷の分離分割発注
- d. コンペ有料化と権利問題の適切な処理
- e. 追加作成料、仕様変更、修正料の積算と請求

4

公正取引の問題

- a. 公正取引委員会地方事務所への相談・申告
- b. 不当廉売・差別対価の研究と証明手続きの相談

5

電子入札制度導入の場合

- a. 仕様書・積算書のフォーマット提案（低価格競争防止の歯止め）
- b. 資格取得による参加規制への対応（ISO 取得、環境規制）
- c. 電子署名・電子認証への対応
- d. セキュリティー対応（ISMS、P マーク）

各地の状況に応じ、各項目の問題を関連づけた具体的な検討策を要望

平成15年版原子力白書の作成等に係る企画競争について

下記のとおり企画競争を行います。

平成15年10月30日

支出負担行為担当官

内閣府政策統括官(科学技術政策担当)

大熊健司

記

1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官

内閣府政策統括官(科学技術政策担当) 大熊健司

2 企画競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成14・15年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等(広告・宣伝)」及び「物品の製造(その他印刷類)」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 内閣府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 企画競争の内容

平成15年版原子力白書の作成等

4 企画競争の内容を示す場所

所在地 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

内閣府政策統括官(科学技術政策担当) 付参事官付 鈴木、高橋

電話番号 03-5253-2111 (内線) 44732

5 企画競争の内容説明日及び説明場所

日時 平成15年11月4日午後2時

場所 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階743号室

6 企画案の提出期限及び場所

提出期限 平成15年11月11日正午

提出場所 内閣府政策統括官(科学技術政策担当) 付参事官付 鈴木、高橋

7 企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した作品は無効

8 選定結果の通知

平成15年11月13日までに全社に通知します。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年7月17日

支出負担行為担当官

公正取引委員会事務総局官房総務課長 山田 務

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成14年度公正取引委員会年次報告の作成
- (2) 数量、特質等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 納入期限 平成15年9月30日
- (4) 納入場所 公正取引委員会事務局

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成15年度における内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」において「B」又は「C」等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 本件に示した物品を納入しようとする者にあつては、当該物品を納入できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
入札手続関係 公正取引委員会事務総局官房総務課用度係 電話：03-3581-5742
仕様関係 公正取引委員会事務総局官房総務課総務係 電話：03-3581-3574
- (2) 入札説明書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する。

4 入札書の受領期限（郵送による場合も含む） 平成15年7月29日（火）午後5時必着

5 開札の日時及び場所 平成15年7月30日（水）午後3時公正取引委員会事務総局官房第1会議室

6 入札保証金及び契約保証金 全額免除

7 入札の無効 本広告に示した競争参加資格のない者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

8 契約書の作成 契約締結に当たっては、契約書を作成する。

9 落札者の決定方法

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月4日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長 勝 丸 充 啓

品 目 等 供託書副本のデジタルデータ化 一式

1 競争に付する事項

- (2) 仕 様 等 入札説明会にて配布する入札説明書及び仕様書による
(3) 履行期限 平成16年3月31日

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成13・14・15年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」においてAに格付けされた競争参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省大臣官房会計課調達第二係 鈴木 聡
電話 03-3580-4111 内線 2198

4 入札説明会の日時及び場所

平成15年8月11日 10時30分 法務省大臣官房会計課入札室

5 入札日時及び場所

平成15年9月1日 10時30分 法務省大臣官房会計課入札室

6 入札保証金及び契約保証金 免除。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 契約書作成の要否 要。

9 詳細は入札説明書による。

企 画 案 募 集 の 公 示

下記の業務における企画案を募集する。

記

1 募集要綱

「株式等譲渡所得に関する新税制等周知用ポスター」の版下の作成について

2 企画案の提出に参加できる者

(1) 平成 15 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所 国税庁長官官房会計課

4 企画案募集についての説明会

場 所 国税庁 第 4 会議室（財務省庁舎 5 階）

日 時 平成 15 年 10 月 30 日（木） 10 時 00 分

5 企画案の提出期限及び提出場所

場 所 国税庁課税部資産課税課 監理第二係

日 時 平成 15 年 11 月 11 日（火） 12 時 00 分

6 契約保証金に関する事項 全額免除する

7 契約書の作成の要否 作成を要する

8 企画案の無効

本公告に示した資格のない者の提出した企画案は無効とする。

平成 15 年 10 月 17 日

東京都千代田区霞が関 3-1-1

支出負担行為担当官

国税庁長官官房会計課長

荒井 英夫

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 15 年 10 月 14 日

支出負担行為担当官

社会保険庁総務部経理課長 山田 耕蔵

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 13

○第 176 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 6

(2) 製造物品及び数量 国民年金保険料納付書の作成（プレ印刷）

① 3,934,000 件 ② 3,823,000 件 ③ 3,903,000 件 ④ 3,683,000 件
⑤ 370,000 件 ⑥ 290,000 件 ⑦ 144,000 件 ⑧ 144,000 件

(3) 製造物品の特質等 仕様書による。

(4) 納入期限 平成 16 年 1 月 30 日

(5) 納入場所 支出負担行為担当官が指定する場所

(6) 入札方法 総価で入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成 13・14・15 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」の A、B 又は C の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 当該物品を確実に製造できると認められる要員及び設備等を有している者であること。

(5) 当該物品又は類似の物品を相当量製造した実績を有する者であること。

(6) 必要な用紙を確実に入手できると認められる者であること。

(7) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(8) 下記 3 (2) の説明会に参加している者であること。

(9) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100-8945 東京都千代田区霞が関 1-2-2 社会保険庁総務部経理課契約第 1 係 宅原和雄
電話 03-5253-1111 内線 3550

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成 15 年 10 月 24 日午後 2 時 30 分
東京都渋谷区恵比寿南 3-9-8 社会保険庁恵比寿分室 会議室 A

(3) 入札説明書の交付方法 本公告より上記 3 (1) の交付場所にて交付する。

(4) 入札、開札の日時及び場所

① 平成 15 年 12 月 5 日午前 10 時 20 分 ② 平成 15 年 12 月 5 日午前 10 時 40 分
③ 平成 15 年 12 月 5 日午前 11 時 00 分 ④ 平成 15 年 12 月 5 日午前 11 時 20 分
⑤ 平成 15 年 12 月 5 日午前 11 時 40 分 ⑥ 平成 15 年 12 月 5 日午後 1 時 20 分
⑦ 平成 15 年 12 月 5 日午後 1 時 40 分 ⑧ 平成 15 年 12 月 5 日午後 2 時 00 分

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 15 年 10 月 21 日

支出負担行為担当官

文部科学省大臣官房会計課長 泉 紳一郎

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 76
- (2) 購入等件名及び数量 A 新家庭教育手帳 1 の印刷 1,915,870 部
B 新家庭教育手帳 2 の印刷 1,897,600 部 C 新家庭教育手帳 3 の印刷 1,894,470 部
- (3) 調達案件の仕様等 調達特定役務に関し、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する内容等であること。
- (4) 履行期限 平成 16 年 2 月 27 日
- (5) 履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所
- (6) 入札方法 上記 1 (2) の件名ごとにそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において平成 15 年度に関東・甲信越地域の「物品の製造」の A、B 又は C 等級に格付けされている者であること。
- (4) 予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2 文部科学省大臣官房会計課用度班調度第一係 久保 信 電話 03-5253-4111 内線 2229
- (2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記 3 (1) の交付場所にて交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所 平成 15 年 11 月 7 日 15 時 00 分 文部科学省入札室
- (4) 入札書の受領期限 平成 15 年 12 月 11 日 17 時 00 分
- (5) 開札の日時及び場所 上記 1 (2) の件名ごとに次のとおりとする。
A 平成 15 年 12 月 12 日 15 時 00 分 文部科学省 入札室
B 平成 15 年 12 月 12 日 15 時 30 分 文部科学省 入札室
C 平成 15 年 12 月 12 日 16 時 00 分 文部科学省 入札室

4 その他

- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した特定役務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

資料提供招請に関する公表

文部科学省において、下記のとおり版下作成を予定していますので、当該作成に関して資料等の提供を招請します。

- 1 調達内容 件 名 「食生活学習教材（小学校低学年用）」の版下作成
提供期限 平成15年11月17日
- 2 提供方法 原稿、見積書、会社営業経歴書、その他説明書で指定するもの。
- 3 提供に参加する者に必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において平成15年度に「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
 - (4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
 - (5) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 4 提案の提出及び提案条項を示す場所 下記の担当係
- 5 基本仕様書の交付場所 本公告の日から4の場所にて無償で貸与する。
- 6 仕様説明会の日時 平成15年11月6日（木）14：00 文部科学省入札室
- 7 提案書の受領期限及び提出先 平成15年11月17日（月）17：00 上記4の担当係
- 8 契約予定者の決定方法
文部科学省及び食生活学習教材作成委員会の選定評価により最高点を契約予定者とする。
- 9 その他
 - (1) 細部については、基本仕様書及び食生活学習教材作成委員会によるプレゼンとするものとする。
 - (2) 本公告により参加しようとする者は、あらかじめ下記の担当係へ申し出ること。
担当係 文部科学省大臣官房会計課用度班調度第二係
電 話 03-5253-4111 内線 2230

以上公告する。

平成15年11月4日

支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
泉 紳 一 郎

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 15 年 10 月 23 日

支出負担行為担当官

財務省大臣官房会計課長 樋口 俊一郎

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 76
- (2) 購入等件名及び予定数量 消費者への消費税の総額表示を周知するためのポスター 7,600,000 枚
- (3) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (4) 納入期限 平成 16 年 2 月 28 日
- (5) 納入場所 入札説明書による。
- (6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 13・14・15 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」で、「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1 財務省大臣官房会計課調達係 伊東栄男
電話 03-3581-4111 内線 2142
- (2) 入札書の受領期限 平成 15 年 12 月 15 日 17 時 00 分
- (3) 開札の日時及び場所 平成 15 年 12 月 16 日に 財務省本庁舎 1 階会計課第 2 会議室（北 171 号室）において、10 時 30 分から開札する。

4 その他

- (5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年10月22日

支出負担行為担当官

経済産業省大臣官房会計課長 岩 井 良 行

1. 競争入札に付する事項

(1) 契約の名称 「最低資本金規制特例のパンフレット」に係る印刷製造請負契約

(2) 納入期日 平成15年11月21日

(3) 納入場所 経済産業政策局新規産業室及び都内又は近郊の梱包業者

(4) 入札方法

(イ) 入札金額は「最低資本金規制特例のパンフレット」に係る印刷製造請負の総価で行う。

(ロ) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領(昭和38年6月26日付け38会第391号)により、平成13・14・15年度経済産業省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

(4) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 入札説明会の場所及び日時 千代田区霞が関一丁目3番1号 経済産業省本館2階西4入札会議室
平成15年10月28日(火)午後2時00分～

(2) 入札説明書の交付 入札説明会で交付する。

(3) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

経済産業省大臣官房会計課調度担当 長島幸太郎(本館10階東3) TEL03-3501-1616(ダイヤルイン)

(4) 入札の場所及び日時、開札の場所及び日時

経済産業省本館2階西4入札会議室 平成15年11月4日(火)午後2時00分

開札は入札終了後直ちに行う。

4. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

(2) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 詳細は入札説明書による。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成14年6月28日

支出負担行為担当官

環境省大臣官房会計課長 櫻井 康好

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 印刷「自動車NO_x・PM法の手引き（仮称）」
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成14年7月31日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成13・14・15年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」の「その他印刷類」において、改札時まで、「C又はD」級に格付けされている者であること。**
- (4) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に参加した者であること。
- (5) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有するものであること。

3 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省大臣官房会計課契約係 平田 清明
電話 03-3581-3351（内線 6172）
- (2) 入札説明書の交付期間 平成14年6月26日から平成14年7月5日
10時から17時（但し5日は入札説明会の時間まで）
- (3) 入札説明会の日時及び場所 平成14年7月5日（金） 10時30分から
千代田区霞が関1-2-2 環境省第6会議室（合同庁舎5号館B2階）
- (4) 入札書の受領期限及び場所 (5)の開札日時及び場所に提出する。
- (5) 開札の日時及び場所 平成14年7月11日（木） 14時00分
千代田区霞が関1-2-2 環境省第6会議室（合同庁舎5号館B2階）

4 その他

- (5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

企画競争に関する広告

下記のとおり公告します。

平成 15 年 2 月 26 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総合政策課長

鈴木正徳

1. 企画競争に付する事項

ダイヤモンド原石の輸出入取引に係るリーフレット及びポスター製作一式

2. 企画競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 経済産業省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（昭和 38 年 6 月 26 日付け 38 会第 391 号）により、平成 13・14・15 年度経済産業省競争参加資格（全省統一資格）において「役務の提供」に登録されて、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされているものであって、「広告・宣伝」の営業品目を選択したものであること。

(3) 下記 3. の説明会の当日に参加しない者は、企画競争に参加できないものとする。

3. 企画競争説明会

(1) 開催日時 平成 15 年 3 月 4 日（火）11 時 40 分から

(2) 開催場所 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1 資源エネルギー庁第 3 共用会議室

(3) 説明事項 ①リーフレット及びポスターの企画及び製作について
②製作日程等

(4) 出席人数 会場の広さに制限がありますので、1 社当たりの出席者は 2 名まで。

4. 企画書の提出期限等

(1) 提出期限 平成 15 年 3 月 10 日（月）15 時まで

(2) 提出先 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1 資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室

(3) プレゼンテーション 平成 15 年 3 月 11 日（火）資源エネルギー庁第 3 共用会議室

5. 企画書の無効

本公告に示した企画競争に必要な資格のない者の企画書は無効とする。

6. 本件に関する照会先

契約事務 資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室物品管理係（担当：石井）

電話 03-3501-1719（ダイヤルイン直通）

企画内容 資源エネルギー庁資源・燃料ユニット鉱物資源課（担当：石塚）

電話 03-3501-9918（ダイヤルイン直通）

1.現状の確認	2.対応の研究	3.現状・問題点	4.具体的な折衝・要請事項	5.交渉・請願先	6.役割分担
---------	---------	----------	---------------	----------	--------

（１）価格破壊防止の観点から

契約方法 (1) 物品の製造（請負） (2) 物品の販売（売買） (3) 役務の提供（請負） 委託契約 現状認識 価格破壊の防止 随意契約 指名競争 一般競争 その他競争 (依然として随意・指名も多い)	～ 不適合、不公正な入札排除に向け、各ダンピング防止法令の適用を！～				
	現行低入札防止法令の適用要請				
	低入札価格調査制度（国・地方） ・「会計法」「予決令」 ・「地方自治法」「施行令」 ●国は予決令84条で予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約と規制されているが、地方には価格制限はない	(1) 中心は工事・建設関係、印刷業までなかなか及ばず (2) 名目上の制度運営が多く、厳密な運用がされていない (3) 厳格な運用体制がない場合、逆にダンピングを招く (4) 地方では膨大な契約を捌く体制整備確立は困難	a. 制度の適用と厳密な実施 b. 監視のための第三者機関及び外部機関の設置 c. 失格など判断基準の明確化 d. 積算内訳見積書の提示 e. 調査基準価格の引き上げ f. 予定価格の事前・事後公表の是非（●） 地方自治体の予定価格はそれぞれの財務規則で規定	財務省 総務省 地方自治体（各県・市町村）	日印産連 全印工連 各県工組（支部含む）
	最低制限価格制度（地方のみ） ・「地方自治法」「施行令」 ●施行令167条で「～特に必要があると認められるとき～できる」と規程されており、各長の判断、裁量により運用されている	(1) 競争性が高い地域は良いが、低い地域は談合を誘発する (2) 上記の理由により各地の事情に応じて賛否両論 (3) 一定ラインで無条件に失格にすることへの批判が多い (4) 東北地区、長野など新しい制度の研究と導入が進む	a. 制度の適用と厳密な実施 b. 積算内訳見積書の提示 c. 最低制限価格の引き上げと設定基準の明確化 d. 予定価格の事前・事後公表 e. 最低制限ラインの引き上げ	総務省 地方自治体（各県・市町村）	日印産連 全印工連 各県工組（支部含む）
	総合評価制度（国・地方） ・「会計法」「予決令」 ・「地方自治法」「施行令」	(1) 国は予決令により財務大臣との協議が必要とされる (2) 一般的に評価尺度の完璧性が求められ運用は極めて困難	a. 「価格」以外の評価制度の導入 b. 不良・不適格業者の適切な排除	財務省 総務省 地方自治体（各県・市町村）	日印産連 全印工連 各県工組（支部含む）

（２）中小企業の観点から

公正取引委員会が官公需法の見直しにメス。競争を阻害する、中小企業の過保護という観点	中小企業の受注機会の増大 ・「中小企業基本法」 ・「官公需確保法」 ・「国等の契約の方針」 「国等の契約の方針」に伴って作成される「官公需契約の手引き」は人口5,000人以上の市町村約2,600箇所に配布されている	(1) 毎年「国等の契約の方針」が閣議決定されるが努力目標 (2) 各省庁、各自治体の長に大臣通達あるが要請にとどまる (3) 適格組合もAランクになると大手企業との競合へ	a. 中小企業特定品目 b. 適正価格の発注（業界教育） c. 官公需適格組合の活用 d. 少額随意契約制度の活用 e. 技術力ある中小企業者の入札参加機会の拡大	経済産業省 中小企業庁 地方自治体（各県・市町村）	日印産連 全印工連 各県工組（支部含む）
---	---	--	---	--	---

（３）公正取引の観点から

不公正な取引の排除 ・「独占禁止法」 ・一般指定による不公正な取引方法	(1) 差別対価、不当廉売はいづれも証明が難しい。 ●1回限りのダンピングは原則である「継続して供給」にあらず、ダンピング後における恩恵等の証明が必要	a. 差別対価 b. 不当廉売 c. 優越的地位の乱用	公正取引委員会 公正取引委員会地方事務所	日印産連 全印工連 各県工組（支部含む）
下請事業所の保護 ・「下請法」	(1) 大手の低入札落札物を中小企業が採算割れで受注 (2) 知的財産権の強制的な引渡し要求	a. 丸投げの規制 b. 返品禁止 c. 支払遅延の禁止	公正取引委員会 公正取引委員会地方事務所	日印産連 全印工連 各県工組（支部含む）
権利問題の研究 ・「工業所有権法」 ・「著作権法」	(1) 昨今、官公庁における不当な権利要求が急増 (2) 著作権、著作権の保護、請求が困難 (3) 分離・分割発注により権利問題が複雑化する可能性	a. 所有権（中間生成物）の明確化 b. 知的財産権（工業所有権・著作権） c. その他強制的な権利要求への対応	経済産業省 特許庁 文化庁	日印産連 全印工連

（４）電子入札への対応

（2005計画特別委員会との共同研究）

(1) 「電子署名・電子認証」への対応と社員教育 (2) ISMS・プライバシーマーク取得の必要性 (3) 環境対応（グリーン調達、二酸化炭素排出量等）	a. 発注仕様書の検討・制作 b. 積算見積書の検討 c. 参加規制への対応 d. 地域産業振興からの議論	総務省 地方自治体（各県・市町村）	全印工連 各県工組（支部含む）
--	--	----------------------------------	--------------------------------

おわりに

現在の破壊的な低価格競争の裏側には業界モラルの問題が大きく横たわっています。原価を無視した低入札は反社会行為と認識すべきであり、印刷産業界全体の社会的信用を失墜させるものです。採算を無視した取引は継続しません。その意味で業界団体と経営者に課せられた役割と責任は大きいと考えられます。公正、自由な競争の下で、顧客にとって有益な製品とサービスを提供するという、業界側もまた付加価値を高めて利益の出せる体質に変えていかなければなりません。

そういった意味から、官公需問題はただ単に官公庁側だけに非難の矢を向けるのは誤りです。官公庁側の責任を持った入札制度の厳密な実施と、印刷産業界側の襟を正した社会的モラルの向上の両輪が一致して、はじめて少しずつ前に動き出すものだと考えています。

国に対しては全印工連が、地方自治体に対しては各県印刷工業組合が、それぞれ連携を密にしながら協調して運動を進めていくことが大切なことだと思います。

経営革新委員会 官公需対策部会

部会長 竹内 一（壮光舎印刷㈱）
委員 長瀬 喜一（長瀬印刷㈱）
委員 藤井 清三（鮮明堂印刷㈱）
委員 小川 雅資（小川印刷㈱）
委員 間 直樹（秀巧社印刷㈱）